

令和2年度第3回香川地方最低賃金審議会議事録

令和2年7月31日(金)

高松サンポート合同庁舎

北館702会議室

出席者	公益側	東、籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、瀧、立石、土田、中村
	使用者側	綾田、窪田、篠原、友國、濱田

議題 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について
2 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)

【賃金室長】 定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第3回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましてはご多忙の中、また、大変暑い中ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料No.1 「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」

資料No.2 「香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書(写)」
でございます。不備はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

【柴田会長】 本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題1の「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について」です。事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】 はい、それでは資料No. 1 の答申文書をご覧ください。

7月22日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あてに、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が出されましたので、その概要についてご説明いたします。

お手元の資料No. 1 の答申文をご覧ください。答申内容ですが、

1 令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を提示するものとする。

別紙については後程説明いたします。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。とあります。

別紙1・2の説明ですが、

まず、別紙1は、別紙2の一部分であって、項目5の下の記のところへ、別紙1の1と2がそのまま記載されておりますので、別紙2から説明いたします。

まず、別紙2の2「労働者側見解」をご覧ください。労働者側の主張としましては、多少省略する部分もありますが、大まかに6項

目でございます。

1 項目目としまして労働者側の主張としては、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であるため、中賃の役割としてあってはならない。春季生活闘争では、賃上げが行われており、この流れを労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

2 項目目は、政労使でステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めればデフレ回帰を惹起しかねず、雇用の確保と企業の持続性を担保することと最賃引き上げとは分けて考えるべきであるため、最賃引き上げを止めるべきではない。

3 項目目は、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置は GDP 押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くも 10 月であるから、今後の日本経済再生に向けて内需拡大や落ち込んだ消費者マインドの上昇のためには、最低賃金の引き上げが必要である。

次の 4 項目目としましては、昨年度の目安答申の公益委員見解にあったとおり、消費税導入による物価上昇に伴う実質賃金を維持することが基本である。特に、緊急事態宣言の中、社会機能の維持を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる人の中で、最低賃金近傍で働く人に報いるためにも最賃引き上げは社会的要請である。

5 項目目は、現在最高額の最低賃金で年間 2,000 時間働いても年収 200 万円程度に過ぎず日本の最低賃金は国際的に見ても相当低位にとどまっている。今年中に 800 円以下の地域をなくすこと。A ランクが 1,000 円に到達する考えを堅持したい。

6 項目目としましては、地域間格差は、地方から都市部への労働力流出の一因である。大都市への一極集中がコロナの感染リスクの増大に関係していることから格差解消が必要である。

以上の主張が十分に考慮されずに取りまとめられた公益委員見解については、不満の意を表明した。ということでございます。

一方、使用者側の主張は、別紙 2 の 3 をご覧ください。8 項目ご

ざいます。

1 項目目はコロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者には甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

次の2項目目は、また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

3 項目目としましては、地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらかろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

4 項目目ですが、近年の最低賃金は、時々事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、引下げを求める声も強まっていると主張した。

5 項目目は、全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

6 項目目は、コロナ禍により世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、

働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

次の7項目目ですが、「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小企業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

最後の8項目目として、今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。ということでございます。

別紙2の4「意見の不一致」ですが、目安小委員会としては、目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、目安を定めるに至らなかった。ということでございます。

別紙2の5「公益委員見解及びその取扱い」ですが、

公益委員としては、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

これ以下は、答申の4、5と同様です。

続いて「記」以下の公益委員の見解は別紙1でございます。

- 1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水

準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

2 今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の拡大と将来の安心の確保を図り、経済の好循環や、非正規労働者の処遇改善に依拠していくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業については最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、
- ④ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及

んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。ということでございます。

以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。ただ今の事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問等はございませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

【柴田会長】 続きまして、議題2の「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）」に移ります。

まず、資料等について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 お配りしております資料No.2の4つの特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しをご覧ください。

香川県内の4つの特定最低賃金について、資料のとおり改正決定を求める申出がなされています。

いずれも、それぞれの最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものの合意により行われており、他の申出要件も満たしておりますので受理いたしました。

今回の申出は、4業種とも公正競争ケースで、金額の改正でございます。

つきましては、4つの特定最低賃金について、香川労働局長から香川地方最低賃金審議会会長へ「改正決定の必要性の有無について」の諮問文をお渡しします。

(局長から会長へ諮問文を手交)

【柴田会長】 それでは、事務局から諮問文写しを各委員に配付してください。

(事務局より各委員へ諮問文(写)を配付)

【柴田会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

【室長補佐】 各諮問文の別添の申出書は、配付資料と同じですので省略しております。

それでは読み上げます。

香労発基 0731 第 3 号

令和 2 年 7 月 31 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川労働局長 本間 之輝

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和 2 年 7 月 20 日付けをもって申出者 U A ゼンセン香川県支部支部長 大島幹敏、フード連合四国地区協議会事務局長 大尾幸司から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県冷凍調理食品製造業最低賃金(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 3 号)の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0731 第 4 号

令和 2 年 7 月 31 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川労働局長 本間 之輝

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和 2 年 7 月 7 日付けをもって申出者タダノ労働組合執行委員長 中村 亨 から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年香川労働局

最低賃金公示第5号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0731 第5号

令和2年7月31日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川労働局長 本間 之輝

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和2年7月3日付けをもって申出者川崎重工労働組合坂出支部執行委員長 和泉 洋、JAMマキタ労働組合執行委員長 朝國 智之 から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0731 第6号

令和2年7月31日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川労働局長 本間 之輝

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和2年7月20日付けをもって申出者電機連合東四国地方協議会香川地域協議会議長 門 裕介 から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第4号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

【柴田会長】 はい、ありがとうございました。

ただ今の局長からの諮問に対して、何かご意見、ご質問等はありませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

【柴田会長】 それでは、この4つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を受けることにいたします。

この審議につきましては、本年度の第1回本審で確認、報告されました「最低賃金の審議の進め方等について」の3の(1)によりまして、運営小委員会に付託することといたします。

運営小委員会は、本日このあと開催いたしますので、運営小委員会の委員の方はよろしくお願いいたします。

以上のことについて、ご意見、ご質問等はありませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

【柴田会長】 事務局からその他何かございますか。

【賃金室長】 次回の第4回本審につきましては、8月5日(水)の15時30分からこの702会議室で開催することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、香川県最低賃金専門部会での審議結果が全会一致となった場合には、審議会令第6条第5項の決議により、本審での審議の必要はありませんが、仮に専門部会での結論が全会一致とならなかった場合には、本審でご審議をお願いすることになります。

それから、本日諮問いたしました特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、この後運営小委員会で審議をいただき改正決定の必要性有の合意が得られた場合には、特定最低賃金の改正決定の諮問を行う予定としております。以上でございます。

【柴田会長】 それでは、これをもちまして第3回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

――了――